



# 旭川市 病児保育事業の ご案内



## 病児保育 事業とは

児童が病気やけがの時、仕事などで保護者が家庭で保育できない場合に、一時的にその児童の保育や看護を行うものであり、旭川市が子育てと就労の両立支援を目的として行う事業です。施設では、看護師や保育士などの専門スタッフが、お子さまの健康状態をチェックしながら、保育、服薬の介助及び給食の提供などのサービスを行います。旭川市では、急性期の児童をお預かりして保育する「病児対応型」と回復期の児童をお預かりして保育する「病後児対応型」の2種類の事業を行っています。

## 実施施設の ご案内



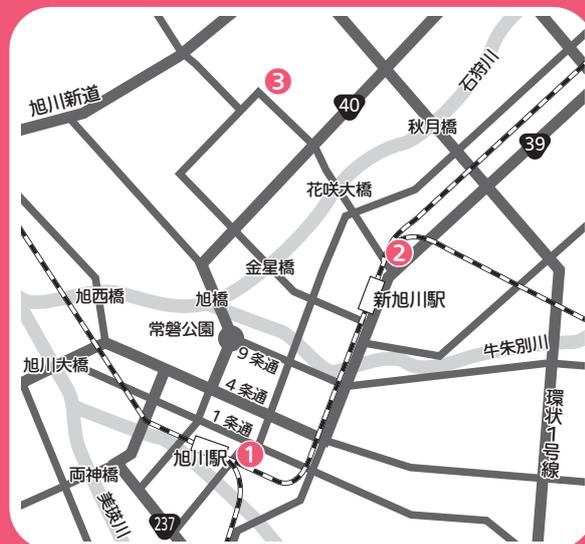
- ①【病児保育】  
北彩都病児保育室まほうのちから  
旭川市宮下通 11 丁目 1  
電話 0166-74-5334

---

- ②【病後児保育】  
旭川市立新旭川保育所  
旭川市大雪通 7 丁目  
電話 0166-23-1505

---

- ③【病後児保育】  
ほのぼの保育園  
旭川市春光 3 条 7 丁目  
電話 0166-53-4103



## 事業内容に関する お問い合わせは

旭川市子育て支援部こども育成課こども事業係  
〒070-8525 旭川市 7 条通 10 丁目 旭川市第二庁舎 5 階  
電話 0166-25-9106 (直通)  
(平日 午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時 15 分)



# 病児保育



## 1 対象となるお子さま

- ・市内に居住していること
- ・保育所等に通っている生後5か月から小学3年生までのお子さま
- ・病気の急性期にあって、集団保育が困難であること
- ・保護者が就労・傷病・出産などで、家庭での保育ができないこと

## 2 対象となる疾病・症状

感冒、消化不良症など乳幼児が日常的にかかる疾病や、水ぼうそう、風疹等の感染性疾患など

## 3 実施施設

北彩都病児保育室 まほうのちから

〒070-0030 旭川市宮下通11丁目1

電話 0166-74-5334



## 4 利用定員

1日 3名

## 5 利用時間等

月曜日～土曜日：午前8時から午後6時まで  
(ただし、祝日・12月30日から翌年1月4日まで休園)

## 6 利用期間

原則として7日以内

## 7 利用料金

児童1人あたり 5時間を超える場合：2,000円（同一疾病による連続利用の2日目以降：1日1,000円）  
5時間以内の場合：1,000円  
給食費は別途300円が必要 お迎えサービス料金は1日500円が必要

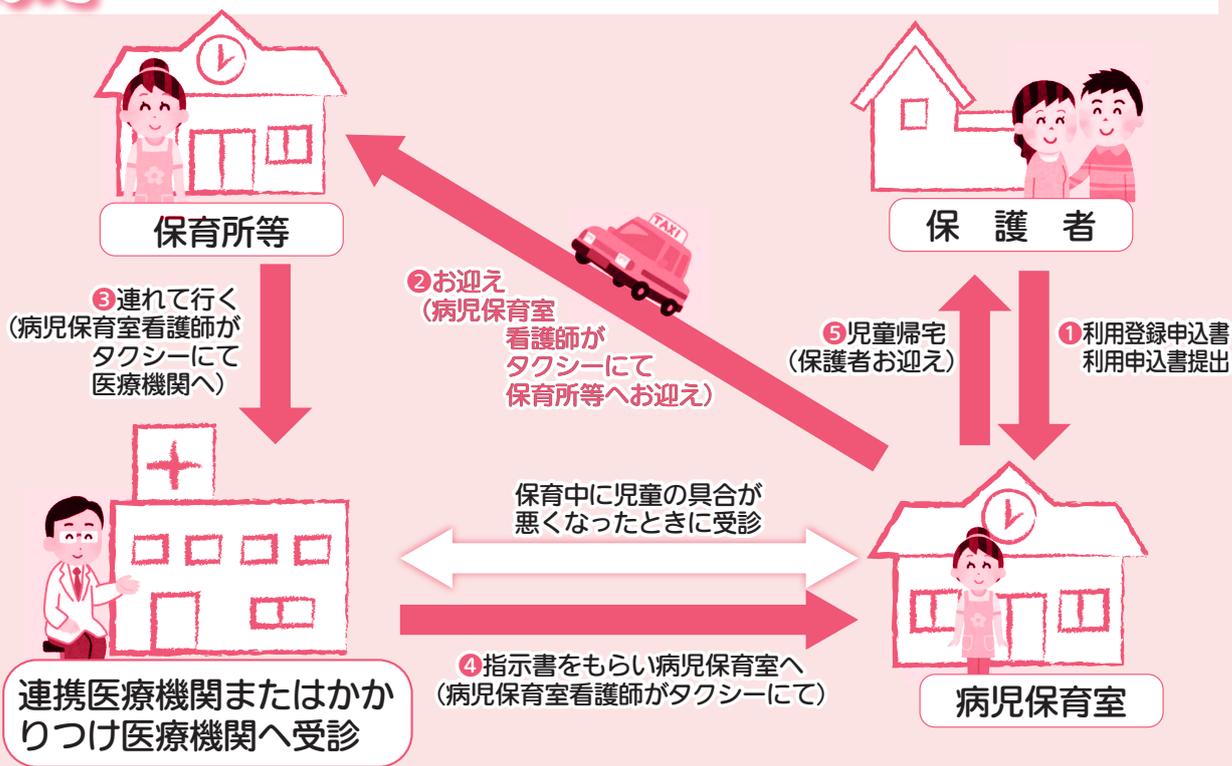
※生活保護世帯・前年度分の市町村民税が非課税世帯の場合は利用料が免除になります（給食費とお迎えサービス料金は除く。）

## 病児保育事業 お迎えサービス について

保育所等で児童が体調不良となった際、保護者が仕事等の都合で迎えに行くことができない場合に、病児保育室の看護師が保護者の代わりに保育所等へ迎えに行き、診察後、保護者が迎えに来るまで病児保育室で一時的にお預かりするサービスです（お迎えサービスはご自宅への送迎は行いませんのでご注意ください。）

### 病児保育事業お迎えサービスの流れ

※保育所等へ迎えに行き、  
連携医療機関やかかりつけ  
医療機関へ受診するケース



# 病後児保育



## 1 対象となるお子さま

- ・市内に居住していること
- ・保育所等に通っている生後5か月から小学3年生までのお子さま
- ・病気の回復期にあつて、集団保育が困難であること
- ・保護者が就労・傷病・出産などで、家庭での保育ができないこと

## 2 対象となる疾病・症状

感冒、消化不良症など乳幼児が日常的にかかる疾病や、水ぼうそう、風疹等の感染性疾患など

## 3 実施施設

① 旭川市立認可保育所 新旭川保育所  
〒070-0010 旭川市大雪通7丁目  
電話 0166-23-1505

② 私立認可保育所 ほのぼの保育園  
〒070-0873 旭川市春光3条7丁目  
電話 0166-53-4103

## 4 利用定員

1日 3名

## 5 利用時間等

月曜日～土曜日：午前8時から午後6時まで  
(ただし、祝日・12月30日から翌年1月4日まで休園)

## 6 利用期間

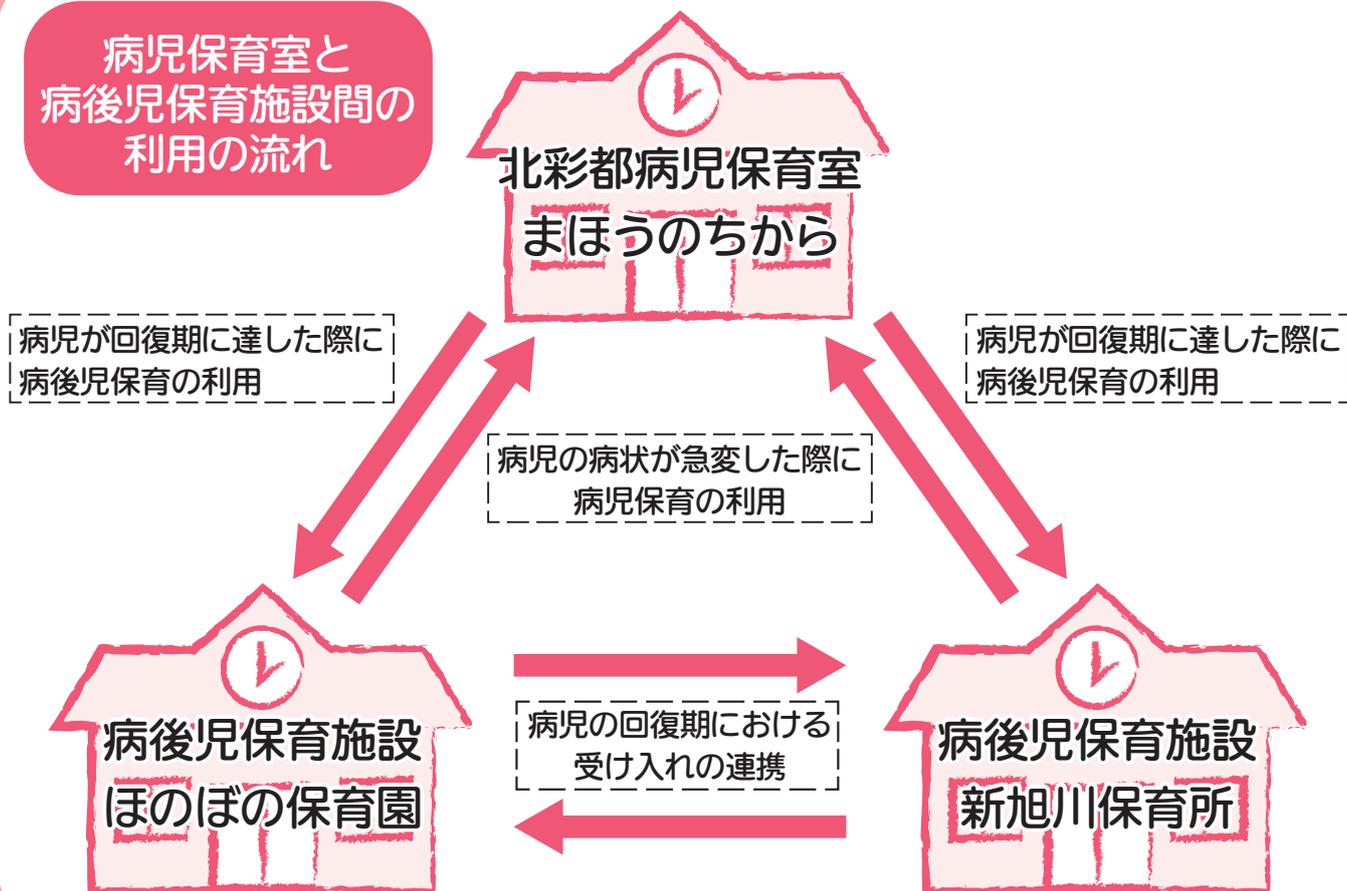
原則として7日以内

## 7 利用料金

児童1人あたり 5時間を超える場合：**1,700円** (同一疾病による連続利用の2日目以降：1日**850円**)  
5時間以内の場合：**850円**  
給食費は別途**300円**が必要

※生活保護世帯・前年度分の市町村民税が非課税世帯の場合は利用料が免除になります(給食費は除く。)

## 病児保育室と 病後児保育施設間の 利用の流れ



## 8 利用手続

※利用手続に必要な書類は実施施設にご用意しております。

### ① 事前登録をしてください（無料）

※他の児童の保育状況により登録をお受けできない場合があるため、来園前に電話で来園時間をご連絡願います。

- ・所定の「利用登録申込書」に記入し、実施施設へご提出ください。登録した際に、病児保育事業利用登録カードを発行いたします（病児保育のみ）。
- ・ご登録時は、健康保険証（生活保護受給世帯は保護手帳）、子ども医療費受給者証またはひとり親家庭等医療費受給者証、母子健康手帳、印鑑をお持ちください。
- ・児童の状況等を旭川市と実施施設で共有するため、同意書にご同意願います。
- ・利用料の免除を申請される場合は、前年度分の市町村民税課税証明書（写し可）を実施施設（いずれか1施設で可）に提出してください。ただし、認可保育所及び認定こども園に入所中の児童の保護者で同意書に同意いただいた場合は提出不要です。
- ・登録は年度内（4月1日～翌年3月31日）有効です。**新年度は改めて登録が必要となり、3月中旬頃から受付を開始します。**

### お子さまが病気になったら（急性期または回復期）

### ② 利用予約をしてください

利用希望日の前日までに、実施施設に電話で空き状況をご確認ください。なお、当日急に利用が必要になった場合は実施施設にご相談ください。

### ③ 医療機関から医師連絡票の発行を受けてください

市内の医療機関に医師連絡票の発行をご依頼ください。医師が実施施設の利用を認めた場合は、医師連絡票が発行されます。※医師連絡票の発行を受けるには、費用について一部自己負担があります。あらかじめ費用について、医療機関へご確認ください。

### ④ 利用当日、利用申込書を記入し、医師連絡票とともに持ちください

医師連絡票をお持ちにならないと、原則としてご利用いただけませんのでご注意ください。

## 9 利用当日お持ちいただくもの

＜持ち物には必ず名前を書いてください＞

### ◆ 必ずお持ちいただく書類

#### ○ 病児保育

- ・健康保険証（生活保護受給世帯は保護手帳）
- ・子ども医療費受給者証またはひとり親家庭等医療費受給者証
- ・病児保育事業利用登録カード
- ・病児・病後児保育事業医師連絡票
- ・病児保育事業利用申込書
- ・病児保育事業病状連絡票兼与薬依頼書（連日利用の2日目以降）

#### ○ 病後児保育

- ・健康保険証（生活保護受給世帯は保護手帳）
- ・子ども医療費受給者証またはひとり親家庭等医療費受給者証
- ・病児・病後児保育事業医師連絡票
- ・病後児保育事業利用申込書
- ・病後児保育事業病状連絡票兼与薬依頼書（連日利用の2日目以降）

### ◆ 必ずお持ちいただくもの（共通）

- ・利用料金
- ・着替えの服
- ・下着（2～3枚）
- ・おしぼりタオル（2枚）
- ・ポリ袋（汚物入れ用2～3枚）
- ・普段使っている箸またはスプーン
- ・歯ブラシ・コップ
- ・バスタオル（2枚）・・・お昼寝用

### ◆ 該当する方のみ

#### お持ちいただくもの

- ・薬（かかりつけ医療機関から処方されている場合）
- ・おくすり手帳
- ・食事用エプロン
- ・おむつ1日分（必要な場合）
- ・お子さまの愛着のある玩具や本

## 10 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 認可外保育施設等を利用している児童は、「保育の必要性の認定」を受けると利用料金について無償化の対象となります。「保育の必要性の認定」の要件及び申請方法については、旭川市または実施施設へお問い合わせください。
- (2) 認可保育所、認定こども園等で保育を利用している児童は、利用料金について無償化の対象になりません。

## 11 その他

- (1) お子さまの体調によってはお迎えをお願いする場合がありますので、連絡先については必ず連絡がとれるようにしてください。
- (2) 施設利用中にお子さまの症状に大きな変化があった場合は、実施施設の判断によって医師の診察を依頼することがあります。再度医療機関を受診した場合の受診料は、保護者負担となりますのであらかじめご了承ください。
- (3) お子さまのお迎えは、**午後6時まで**にお願いします（時間厳守）。
- (4) 予約の取消しや変更、または緊急の事情によって、やむを得ず来園時間やお迎え時間が遅れる場合は、できるだけ早く実施施設へご連絡ください。
- (5) アレルギー等でお子さまが給食を食べられない場合は事前に実施施設へご相談ください。